

8 学生の支援

(8-1) 修学支援体制

基準 8-1-1

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導の体制がとられていること。

【観点 8-1-1-1】入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 8-1-1-2】入学前の学習状況に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導がなされていること。

【観点 8-1-1-3】履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

[現状]

本学では、入学直後から全課程が修了するまでの間、実務実習前を含めて要所で入念なオリエンテーションあるいはガイダンスが行われる。また、各学年を比較的少人数（40人前後）の学生からなる8つのクラスに編成し、講師以上の教員がクラス担任を担当している。担任は各年度初めにクラスオリエンテーションを行い、当該年度の履修や学生生活上の留意点などについて指導するようにしている。また、学期末の成績発表時のみならず（基準7-1参照）、日常的に学修支援を行い、学生生活一般について相談相手になるよう努めている。

入学者に対する導入ガイダンスや履修指導は、入学式翌日の大半を費やす新入生オリエンテーションの一環として行われている。そのプログラムは以下のとおりであるが、(1)、(2)が薬学教育の全体像を俯瞰できる導入ガイダンスであり、それぞれ教務部長、薬学基礎教育センター長が説明を担当している。(3)、(5)、(7)は、在学生の体験談である。(8)～(11)で受講、試験、進級の制度全体に関する説明が行われる。また、このオリエンテーション中、計5回のQ&Aが設けられ、そこで新入生の質問を受け付けている。

- (1) 大学の理念、教育目標、大学が求める学生像
- (2) 大学での勉強の仕方
- (3) 体験談（大学での勉強全般について）
- (4) 「早期体験学習」
- (5) 体験談（早期体験学習について）
- (6) 「初期体験臨床実習」
- (7) 体験談（初期体験臨床実習について）
- (8) 教養選択科目の履修ガイダンス
- (9) 習熟度別講義ガイダンス
- (10) 履修歴別講義ガイダンス
- (11) 履修ガイダンス

毎年11月に実施している指定校推薦入学試験及び公募制推薦入学試験に合格して、高等学校の

全課程の修了より先に入学が確定した学生には、入学までの学習がおろそかにならないよう、化学と英語の課題を与え、それについての解説会を本学で開催している。また、入学後にすべての学生が無理なく必要な単位を修得できるように、下記の薬学準備教育科目（いずれも1年次開講科目）について習熟度別あるいは履修歴別クラスでの授業を行っている。すなわち、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「英語Ⅰ」、「英語Ⅲ」については開講時に小テストを実施し、その結果により習熟度を判定して履修クラスを決定している。他方、「生物学Ⅰ」、「生物学Ⅱ」、「物理学Ⅰ」、「物理学Ⅱ」については、高等学校における履修の有無により履修クラスを決定している。これらの習熟度別及び履修歴別講義の目的や履修方法については、上記オリエンテーションの（9）、（10）で詳しく説明されている。なお、実務実習に関しても5年次4月初めに詳しいガイダンスを行う予定である。【観点 8-1-1-1】【観点 8-1-1-2】【観点 8-1-1-3】

（資料：シラバス－履修の手引－2009）

[点検・評価]

優れた点

- ・現在、上記のシステムにより十分な導入ガイダンスと履修指導が行われていると評価できる。

改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

特になし。

基準 8-1-2

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るための学習相談・助言体制が整備されていること。

【観点 8-1-2-1】 担任・チューター制度やオフィスアワーなどが整備され、有効に活用されていること。

[現状]

本学ではクラス担任制度を採用し、勉学のみならず学生生活面も含めて相談に応じ、助言する体制を整えている。6年制教育の対象となる平成18年度以降の学年（現1～4年生）は8つのクラスに編成され、各学年8名のクラス担任教員が学習相談と助言を恒常的に行っている。

学業成績の振るわない学生を支援することを目的としたチューター制を平成14年度に導入したが、平成19年度以降、その役割は同年度に開設された薬学基礎教育センターに移管された。同センターには専任の教職員（現在、教授1名、講師1名、事務補佐員1名）が常駐し、通常の授業だけでは理解が不十分な学生や基礎学力が不足している低学年学生（1、2年次生）を主な対象として、マンツーマン形式で指導を行っている。

オフィスアワーの開設（時期、頻度など）については、以前は各教員に委ねられていたが、現在は薬学基礎教育センターがその調整に有効に機能している。すなわち、学生から補講の要望が多い科目について、同センターの職員が担当教員と交渉し、オフィスアワー形式の補講あるいは質問を受け付ける機会を随時設定している。オフィスアワーの開講回数（延べ参加学生数）は、平成20年度後期は87回（856名）、21年度前期は76回（1,121名）にも及んでいる。さらに、平成21年7月には同センター内に『学習相談ルーム』を開設し、勉学上の不安や悩みに関するカウンセリングを行う体制も整えている。また、留年学生を対象とする『コース別学習』や未修得科目の小テストを実施するなど、修学上の問題を抱える学生の支援に尽力している。【観点 8-1-2-1】

（資料：薬学基礎教育センター活動実績に関する教授会報告資料）

[点検・評価]

優れた点

- ・ 学生に対する学習相談と助言に、クラス担任と薬学基礎教育センターがその役割を十分に果たしている。
- ・ 薬学基礎教育センターは1、2年次生の基礎教育の補助を主たる目的として開設されたが、最近、3、4年次科目についてもオフィスアワーの要望が増え、その役割が拡大しつつある。このことから、学生が同センターを有効に活用していることが窺える。

改善を要する点

- ・ 拡大しつつある薬学基礎教育センターの業務を遂行するために、同センターの教職員を増員する必要がある。

[改善計画]

薬学基礎教育センターの教職員の増員を検討する。

基準 8-1-3

学生が在学期間中に薬学の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【観点 8-1-3-1】 学生の健康相談（ヘルスケア、メンタルケアなど）、生活相談、ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制が整備され、周知されていること。

【観点 8-1-3-2】 医療系学生としての自覚を持たせ、自己の健康管理のために定期的な健康診断を実施し、受診するよう適切な指導が行われていること。

[現状]

学生の経済的支援、健康、生活の相談は学生課が窓口であるが、こうした学生生活上の相談のみならず授業科目履修上の相談をも総合的に担うべく、平成20年11月に学生課と教務課を同じフロアに擁する学生支援センターが開設された。現在、学生は経済的支援、健康、生活、ハラスメント、修学に関する相談ができるようになっている。

経済的支援に関する取組として、日本学生支援機構奨学金を始め、応募が可能な民間並びに地方公共団体奨学金について奨学生募集要項を公示し、また、年度初めに奨学金の応募に関する説明会を実施している。さらに、本学独自の奨学金制度として、『神戸薬科大学奨学生制度』及び『神戸薬科大学桔梗育友会奨学生制度』を設けている。『神戸薬科大学奨学生制度』は給付制で、希望者の中から学年ごとに10名を経済状況と学業成績に基づいて年度初めに選考し、年間を通じて規定額を支給するものである（1年次生は20名を後期初めに選考し、後期のみ支給）。『神戸薬科大学桔梗育友会奨学生制度』は、家計支持者の死亡、天災あるいはその他の事由により学資の支弁が困難となった学部学生に規定額の奨学金を貸与（無利子）する制度である。

学生生活上の諸問題に関する相談の窓口として学生課内に学生相談室が設置され、臨床心理士の資格を持つカウンセラー（非常勤職員、1名）がカウンセリング（隔日）を担当している。新入生には学生相談室のパンフレットを配付し、併せて新入生オリエンテーションでカウンセラーが同相談室の利用について説明を行っている。また、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除を目的として、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、セクシュアル・ハラスメント調査委員会及び相談員制度が設けられている。また、『学生の手引』にセクシュアル・ハラスメント防止、対処法を記載するとともに、リーフレットを学生及び教職員に毎年度初めに配付している。なお、これらの委員会は、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントに対しても対応すべく、ハラスメント防止委員会、ハラスメント調査委員会として再編成されつつあり、平成22年度4月に発足する予定である。

学生の日常的な健康相談については、学生課内の医務室が窓口となっている。医務室には常勤の看護師が常駐し、必要に応じて非常勤の校医と連絡を取ることにしている。健康管理への取組として、毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施している。有所見者に対しては、校医と相談の上、医療機関での精密検査を勧めている。さらに、体育系クラブの学生には心電図検査も実施している。【観点 8-1-3-1】 【観点 8-1-3-2】

(資料：学生の手引)

[点検・評価]

優れた点

- ・『神戸薬科大学奨学生制度』は、学業成績を重視して奨学生を選考するため、学生の勉学意欲を高める上でも有効である。
- ・『神戸薬科大学桔梗育友会奨学生制度』は、出願者は少ないながらも、学生の修学支援のセーフティーネットとして存在意義が非常に高い。
- ・学生相談室の年間利用は250件を超えており、多くの学生に利用されている。
- ・定期健康診断の受診率は全学生の93%と非常に高く、また体育系クラブ所属学生の心電図検査は、課外活動における健康の自己管理意識の向上や偶発的な事故の防止に少なからず貢献している。

改善を要する点

- ・『神戸薬科大学奨学生制度』の現在の給付月額（10,000円）が適当であるかどうか、検討することが必要である。
- ・『神戸薬科大学桔梗育友会奨学生制度』における授業料相当分の貸与は、現在、特例を除き最上級学年のみが対象である。勉学意欲がありながら経済的理由で退学せざるを得ない学生の救済策として、本制度の適用範囲の拡大を検討する必要がある。

[改善計画]

『神戸薬科大学奨学生制度』と『神戸薬科大学桔梗育友会奨学生制度』の運用について改善を検討する。

基準 8-1-4

学習及び学生生活において、人権に配慮する体制の整備に努めていること。

[現状]

学習面では、教養教育の「医療と人間」において、終末期医療、脳死、人工妊娠中絶、安楽死などについて理解を深めることにより、人権の重要性について教育している。また、「外国人と人権」において、自分たちの周囲で働く外国人の人権状況を法制度との関わりの中で学び、発想、視点、思想の違いを理解し、人権に関する洞察を深める一助としている。さらに、多くの科目で設定されている SGD や、「実務実習事前教育」を通して、人とのかかわり、他者の声を傾聴し、自己と他者の理解を深め、互いを尊重し合う寛容さを養うように努めている。

学生生活においては、セクシュアル・ハラスメント防止を心がけるよう、セクシュアル・ハラスメント防止委員会や相談員を設置している。また、『学生の手引』や『セクシュアル・ハラスメント防止パンフレット』を配付することにより、人権に配慮し、ハラスメント防止に努めている。その他のハラスメントにも対応すべく、規程の作成、運用体制、広報を現在鋭意検討中であり、上記のセクシュアル・ハラスメント防止委員会は、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントに関しても対応するハラスメント防止委員会として、平成22年4月に発足する予定である（基準8-1-3参照）。

（資料：学生の手引、セクシュアル・ハラスメント防止パンフレット）

[点検・評価]

優れた点

- ・本学では、その理念に基づきすべての構成員（教員、行政職員、学生など）の尊厳と人権を尊重し合う姿勢が確立されている。

改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

特になし。

基準 8-1-5

学習及び学生生活において、個人情報に配慮する体制が整備されていること。

[現状]

本学では、個人情報とは“現在及び過去における学生、学生の保護者及び保証人、職員、本学への入学を志願する者並びにこれらに準ずる者に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、容易に個人を識別することができるものを含む）”と定義している。

個人情報保護法が平成17年4月1日から施行されたことを受けて、『個人情報保護に関する基本方針』を制定するとともに、基本方針に則って行動するために『個人情報保護のための規定』を整備し、同時に個人情報保護委員会を発足させた。個人情報保護委員会のもと、学内各組織において業務に応じた個人情報保護のための管理体制を確立するとともに、個人情報の収集、利用、提供において規程に基づき適切な運用を行っている。

学生・教職員に対しては、『個人情報保護に関する基本方針』について、全学生・教職員に配付する『学生の手引』に掲載して周知している。特に新入学生に対しては入学時に行う新入生オリエンテーションにおいて、個人情報保護法と本学の基本方針について説明を行い、その趣旨を周知徹底させるように心掛けている。

(資料：学生の手引)

[点検・評価]

優れた点

- ・個人情報保護委員会のもと、個人情報の適切な管理と運用がなされていることは評価できる。
- ・個人情報保護に関する大学の方針と対応について、入学時に学生に説明されていることは評価できる。

改善を要する点

- ・情報漏洩に対する危機管理体制を整える必要がある。

[改善計画]

情報セキュリティを維持するとともに、個人情報保護についての各人の倫理や法令遵守の意識づけを促すために定期的なFD活動を計画する。

基準 8-1-6

身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるとともに、身体に障害のある学生について、施設・設備上及び学習・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状]

本学入学試験要項には、身体の障害などの理由により受験時又は入学後の特別な配慮を必要とする場合には出願時に申し出るよう明記されている。平成18年度、19年度、20年度の入試に各1名の聴覚障害者が事前に申し出た上で出願した。入学試験時には本人の要望に応え、最前列座席での受験と補聴器の使用を認め注意事項を文書で示した。平成18年度入試には、1名の視覚障害者が申し出た上で出願した。特別室での受験と問題冊子や解答用紙の文字を拡大するなどの要望があり、これに対応した。このうち、平成19年度と平成20年度に受験した聴覚に障害を持つ学生がそれぞれ同年度に入学した。現在、障害のある学生として、この2名が在籍している。入学後、保護者を含めて本人と面談を行い、大学への希望の聴取を行った後、これに対応している。2名のうち1名の難聴は軽度であり、特段の配慮は不要であることを、本人と大学で判断した。もう1名は、講義中、教員の声を聞き取ることも困難であり、学期ごとに本人の要望を確認している。本人が2年次に進級した際にノートテイク（授業中、教員の口頭での解説を聴き取り、ノートを作成する上での補助）の要望を出してきたことを受けて、希望教科について1教科あたり2名の大学院生（TAとして採用）をノートテイクとして配置している。

学内生活に車椅子を必要とする学生は、現在まで在籍していない。本学は、傾斜地に立地しているため、車椅子で建物間の移動が可能な本格的なアクセスフリーを準備することは非常に困難である。建物の中での移動に関しては、大規模改修や新築の機会に、車椅子の使用に対応するように心がけている。

（資料：神戸薬科大学入学試験要項）

[点検・評価]

優れた点

- ・ 受験に関して、身体に障害のある者に対してできる限りの対応策を講じ、その機会を確保するよう努めている。
- ・ 学習に関して、障害のある学生への必要な対応を行っている。

改善を要する点

- ・ 車椅子対応の施設・設備については、現在のところ十分な対応ができていない。

[改善計画]

障害の種類や程度によっては、生活や学習に支障のない環境を準備することが困難な場合もありうる。このような状況の中で、できる限りの受入れを可能にするよう努力する。

基準 8-1-7

学生がその能力及び適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよう、必要な情報の収集・管理・提供、指導、助言に努めていること。

【観点 8-1-7-1】 学生がそれぞれの目指す進路を選択できるよう、適切な相談窓口を設置するなど支援に努めていること。

【観点 8-1-7-2】 学生が進路選択の参考にするための社会活動、ボランティア活動等に関する情報を提供する体制整備に努めていること。

[現状]

現在、就職課が進路に関する相談の窓口になり、低学年からきめ細かな進路支援を行っている。担当する課員は3名で、そのうち1名はキャリアカウンセラーの資格を有している。課員は、求人側と定期的な訪問及び来訪によって緊密な情報交換を行い、求人・採用情報をいち早く入手すべく努めている。就職課内には、インターネット就職情報サイトや求人先のホームページにアクセスができるようにパソコン3台が設置されている。学内で開発したWEBサイトである『神戸薬科大学就職支援システム』（平成9年度から稼働）を利用することによって、求人・採用情報及び就職支援行事（就職ガイダンス、公務員ガイダンス、就職支援セミナー、インターンシップガイダンス、インターンシップ報告会など）について情報を迅速に収集することができる。このシステムは平成15年度には学内LANにリンクされ、学内だけでなく学外からもアクセスできるようになった。また、速報性の高い重要な情報はWEB掲示板に掲載され、これを必要としている学生の携帯電話に転送することもできる。

学生が在学中に興味のある職場を体験できるインターンシップを、毎年1回、就職課主導で開催してきた。この企画は進路の選択と決定に極めて有意義であったが、平成21年度から単位化（4、5年次生共通開講選択科目）されたことにより、より多くの学生が参加するようになっている。

ボランティア活動に関する情報については、各種団体からの案内（チラシ、ポスター）を掲示している。学生アンケート調査によれば、アンケートに応じた学生（1,001人）のうち、ボランティア活動経験者は39%、今後してみたいが33%であった。【観点 8-1-7-1】 【観点 8-1-7-2】

（資料：インターンシップ報告会報告書、就職支援セミナー資料、神戸薬科大学就職部ホームページ）

[点検・評価]

優れた点

- ・低学年からきめ細かなキャリアカウンセリングを実施することにより、多様化した学生のキャリア支援が可能となっている点は評価できる。

改善を要する点

- ・採用側のニーズを教育にも反映できるようなシステム（求人側と本学教職員の意見交換会を定

期的に開催するなど)を構築することが望ましい。

- ・多くの学生がボランティア活動に関心を持っているので、今後、より積極的に情報を提供することが望ましい。

[改善計画]

ボランティア活動の情報提供を推進する。就職課は平成22年4月から学生就職課として学生支援センターの一部となり、従来よりも関連部署と緊密な情報交換が可能になる(基準8-1-3参照)。より効果的な就職支援を可能にするため、求人情報を関連部署と共有するように努める。

基準 8-1-8

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 8-1-8-1】 在学生及び卒業生に対して、学習環境の整備等に関する意見を聴く機会を設け、その意見を踏まえた改善に努めていること。

【観点 8-1-8-2】 学習及び学生生活に関連する各種委員会においては、学生からの直接的な意見を聴く機会を持つことが望ましい。

[現状]

現在、全学生を対象に隔年で『授業評価アンケート』を実施している。このアンケート調査では、授業担当者が学期末に各自の講義時間を利用して学生にアンケート用紙を配付し、その講義時間内に用紙を回収したのち教務課に提出する。教務課はアンケートに含まれる各評価項目の得点を集計し、結果をグラフ化（学年平均点と個人得点の差も示される）した上で授業担当者に返却（フィードバック）する。評価の高い教員には、ベストティーチャー賞（前期・後期別、各学年につき1名ずつ）が授与される。この『授業評価アンケート』が各教員に授業の改善を促す重要なシステムとなっている。

また、全学生を対象に、『学生生活に関するアンケート』を4年に1回の頻度で実施しており、学生生活の実態を把握するとともに学習生活環境の改善などに関する意見を収集している。収集した意見を考慮して改善すべきと学生委員会が判断した場合には、要改善項目の優先順位を決定し、年次計画を立てた上で、環境の整備を実施している。たとえば、前回の調査結果（平成17年度）を踏まえて、自習室の拡張、談話室の環境整備（空調や事務用品の更新）、トイレ設備の更新などを順次実施したが、直近の調査結果（平成21年度）では、当該項目の学生評価が前回と比較して大幅に改善されている。

その他に、本学では学生自治会が主体的、積極的に活動して在学生からの意見や提案を集約し、教務課、学生課との間で定期的（年2回以上）に意見交換会を実施している。また、同窓会本部と定期的な情報交換を行い、卒業生の意見や要望を集約するように努めている。【観点 8-1-8-1】 【観点 8-1-8-2】

[点検・評価]

優れた点

- ・『授業評価アンケート』は、学生の率直な意見を各教員に直接フィードバックし、より良い教育への意欲を高める上で、有効に機能している。
- ・『学生生活に関するアンケート』は、学生の意見を集約し、その意見を基に学習生活環境を改善し、その成果を学生が改めて評価するという、望ましい循環を確立する上で有効に機能している。
- ・学習及び学生生活に関連する委員会（教務委員会、学生委員会）において、アンケートや学生団体との懇談で得た意見を受入れ、必要であれば改善を検討する体制になっていることは評価できる。

改善を要する点

- ・『授業評価アンケート』と『学生生活に関するアンケート』が効果的に機能していることを考慮し、その実施回数を増やすこと及びアンケートの内容と項目について、より学生の目線に沿ったものに改善することを検討する必要がある。
- ・現在、教務課、学生課の行政職員のみが出席している学生団体との懇談のうち、年1回程度を教務委員会、学生委員会との懇談に切り替え、教員が学生の意見を直接聴取する機会を設けることを検討する。

[改善計画]

上記アンケートの回数を増やすことを検討する。また、各種委員会と学生との懇談会を設けるべく検討する。

(8-2) 安全・安心への配慮

基準 8-2-1

学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-1】 実習に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-2】 実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施されていること。

【観点 8-2-1-3】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する適切な指導が行われていること。

【観点 8-2-1-4】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生及び教職員へ周知されていること。

[現状]

1年次生全員に実習開始時に保護メガネを購入させ、全実習において、保護メガネの着用を義務づけている。また、学生が入学後最初に受講する実習（基礎化学実習；1年次後期）において、化学実験における事故防止のための注意点を説明し、事故防止教育を実施している。

実務実習に必要な抗体検査とツベルクリン反応検査を、4年次生全員を対象として、夏休み期間中に実施している。また、これらの教育研究活動中に起こりうる事故に備えるべく、学生教育研究災害傷害保険に保険料を大学負担で全員加入している。

事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルは、『学生の手引』内に〈防火対策について〉、〈非常時避難要領〉として明記され、学生、職員に周知されている。【観点 8-2-1-1】 【観点 8-2-1-2】 【観点 8-2-1-3】 【観点 8-2-1-4】

(資料：学生の手引)

[点検・評価]

優れた点

- ・全実習時間中、保護メガネを着用するよう指導していること。学生が安全に、また安心して実習に取り組む上で必須のことであり、今後も続けていくべきである。
- ・実務実習実施に先立ち、健康診断や予防接種を実施していること。実習受入先と信頼関係を構築するためにも、今後も続けていくべきである。

改善を要する点

- ・事故や災害の発生時や被害防止のための定期的な講習会は開かれていない。

[改善計画]

事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルを『学生の手引』から独立した形の小冊子として更に充実させ、その内容に基づいた講習会を定期的を開催する。